



経営方針

● 経営理念

協同組織による地域金融機関として、円滑なる金融サービスにより地域産業経済の振興と地域住民の方々の生活向上に寄与することにより、地域社会の繁栄に貢献します。

● 経営方針

- (1) 健全な経営を維持し、信用の保持に努めます。
- (2) 信用金庫の独自性を発揮します。
- (3) 地域社会繁栄に奉仕します。
- (4) 人材を育成、活用し経営の刷新を図ります。
- (5) 協調と融和を旨とし、生き生きとした職場を実現します。

● 行動基準

- (1) 誠意と真心をもって接します。
- (2) 熱意と情熱をもってやりぬきます。
- (3) 創意と工夫をもって取り組みます。

CONTENTS

ごあいさつ	1
総代会制度について	4
組織／役員	6
店舗一覧	7
信用金庫の沿革	8
事業概況	9
法令等遵守	10
リスク管理の体制	12
トピックス・地域貢献	22
地域密着型金融の取組み	24
資料編目次	26
開示項目一覧	51

当金庫の概要（平成24年3月末現在）

設立	平成3年4月1日
出資金	5億9千1百万円
会員数	13,118名
役員数	189名
営業区域	岩国市・柳井市・光市・下松市・周南市及び玖珂郡・大島郡・熊毛郡
本店所在地	山口県柳井市中央二丁目7番31号



ごあいさつ

皆様方には、平素より東山口信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。今年度も、当金庫の経営方針や現況並びに地域の皆様とのかかわりなどを理解していただくため、ディスクロージャー誌〈とうしんの現況〉を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年度の日本経済は、デフレ経済が長期化するなかで、人口の減少と少子高齢化、さらには地域における中小企業の衰退、雇用の消失など、かつてない構造的な問題を抱え、これに23年3月に発生した未曾有の東日本大震災からの復興という命題が加わり、極めて停滞感、閉塞感の強い状況にあります。当金庫営業地区内においても、現役世代を中心とした消費人口の減少が当金庫の事業基盤である地域経済を疲弊させ、中小・零細企業を取り巻く経営環境はきわめて厳しい状況が続いております。

このような厳しい経済環境の中でこそ真に地域金融機関としての存在価値が問われるときであると考えております。

平成24年度はこれまで以上に役職員一同、「結束」して誠心誠意、地域の皆様との「絆」を深め、お客様からの信頼と信用、期待に応えられる地域金融機関として、社会的使命を果たしていく所存でございます。

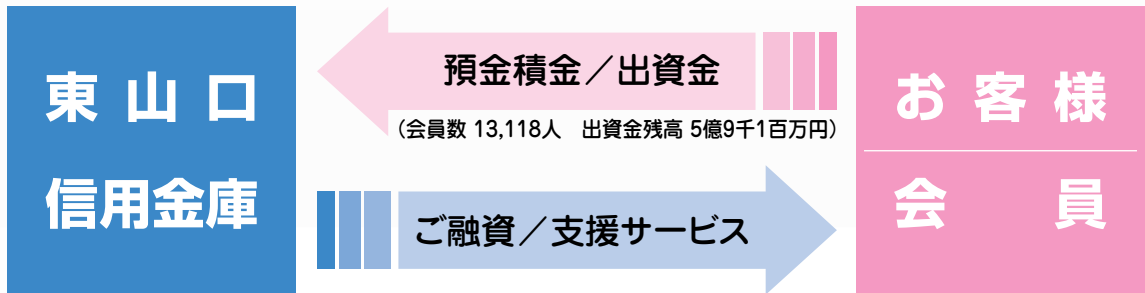
また、平成24年11月には防府信用金庫との合併を迎えることとなり、合併後は預金量2千億円、貸出金量1千億円規模の信用金庫として新しく生まれ変わります。地域の皆様により一層の利便性を提供いたしますとともに、2信用金庫の店舗網を効率的に活用することにより、山口県中部と東部全域に強固な経営基盤を構築し、合併によるスケールメリットを活かすことにより地元中小企業への円滑な資金供給を図るなど、地域社会の発展に更なる貢献ができるものと確信しております。

今後、地域金融機関として地域の皆様から安心・信頼してご利用いただけるよう、コンプライアンス重視の企業風土作りや統合的なリスク管理態勢の強化を図るとともに、お客様への説明態勢、顧客情報管理態勢や利益相反管理態勢を確立し、反社会的勢力の排除に取り組むなど、経営に万全を期し、地域の皆様方の期待に応えていきたいと考えております。

今後とも、一層のご支援お引き立てを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成24年 7月

理事長 兎玉正史

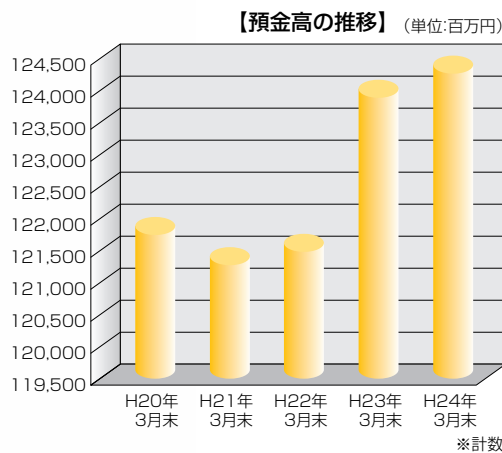


●当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は柳井市・岩国市・光市・下松市・周南市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の県東部を事業区域として地元の中小企業者と住民の皆さんが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とされるお客様に融資を行って、事業や暮らしの繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、地域経済の金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、これからも広く地域社会の活性化に貢献する〈とうしん〉として皆様とともに歩んでまいります。

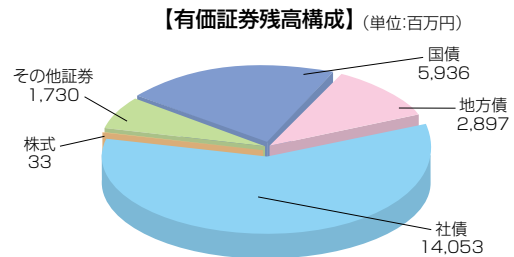
●お客様の預金について

当金庫の平成24年3月末の預金積金の残高は1,243億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全・確実に、気軽にご利用いただけるよう、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。詳細につきましては、本誌の45頁をご覧ください。



●ご融資以外の運用について

当金庫はお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。
【預証率19.83%】



当金庫の営業エリアは柳井市・岩国市・光市・下松市・周南市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の市町村を中心とした地域となっております。店舗、体制等の詳細につきましては本誌の6～7頁をご覧ください。

●決算について

平成24年3月期の決算は、業務純益は前期比49百万円増加し279百万円計上いたしました。経常利益は長期金利の低下による貸出金利息収入の減少や企業の倒産により、貸出金償却を125百万円いたしました。前年度比797百万円増加の210百万円を計上することができました。

自己資本比率は前年度比0.49ポイント上昇し7.86%と、健全とされる国内基準4%を上回っており、地域の皆様にご安心いただける健全性を確保しております。

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

当金庫の平成24年3月末の貸出金の残高は621億円です。

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地域内の中小企業者の方に設備資金135億円、運転資金248億円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅ローン138億円、消費者ローン36億円をご融資しております。

当金庫で取扱っている融資商品につきましては、本誌の46頁をご覧ください。

●金融円滑化への取組みについて

当金庫では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限が延長されたことを受け、今後さらに中小企業者の方の返済方法の変更や経営改善のご相談を通じて、引き続きコンサルティング機能の発揮に取組んでいくこととしております。また住宅ローンをご利用のお客様の返済方法の変更等のご相談に応じるなど適切な対応に努めております。

●取引先への支援等（地域との繋がり）

当金庫では、取引先企業との日常的・継続的な取引において経営の課題解決、目標達成のためコンサルティング機能を十分に発揮し経営の悩み等を相談できる態勢を整備しております。また「山口県しんきん合同ビジネスフェア」の開催を通してビジネスマッチングの場を提供するなど企業のライフサイクルに沿った支援・サポートに取組んでおります。

また、金融の提供だけでなく、文化、環境、教育の分野も視野に入れた地域貢献活動にも積極的に取組んでおります。

詳しくは24ページ、25ページの地域密着型金融の取組みを参照して下さい。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、会員の数が多いと総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

1. 総代の任期・定数

- (1) 総代の任期は3年です。
- (2) 総代の定数は60人以上110人以内です。
- (3) 平成24年6月末現在における総代数は56名です。

注) 総代の欠員を生じたときにおいても選任区域の総代の定数の2分の1に満たない時は次の改選期まで補充を行わない。

区 域	地 区	総代定数	総代数	総代選考委員
第1区	周南市	28名	27名	3名
第2区	下松市 光市	17名	16名	3名
第3区	柳井市 熊毛郡 大島郡	10名	8名	3名
第4区	岩国市 玖珂郡	5名	5名	3名
合 計		60名	56名	12名

2. 総代の選任方法

- (1) 理事会の議決により会員のうちから総代選考委員を委嘱し、氏名を掲示する。
- (2) 総代選考委員は、総代選任の必要性が生じたときは、総代候補者を選考し、掲示する。
- (3) 掲示された総代候補者に対して会員から異議の申立が3分の1に達しないときは、当該総代候補者を総代に委嘱し、氏名を掲示する。

3. 総代候補者の選考基準

- (1) 当金庫の会員であること
- (2) 選考基準
 - ① 総代の定年は原則として80歳とする。
 - ② 総代としてふさわしい見識を有している者。
 - ③ 良識を持って正しい判断が出来る者。
 - ④ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者。
 - ⑤ その他、総代選考委員が適格と認めた者。

4. 第22期通常総代会の決議事項

平成24年6月18日に開催されました第22期通常総代会で次の事項が付議され、原案通り承認されました。

○報告事項

第21期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

○決議事項

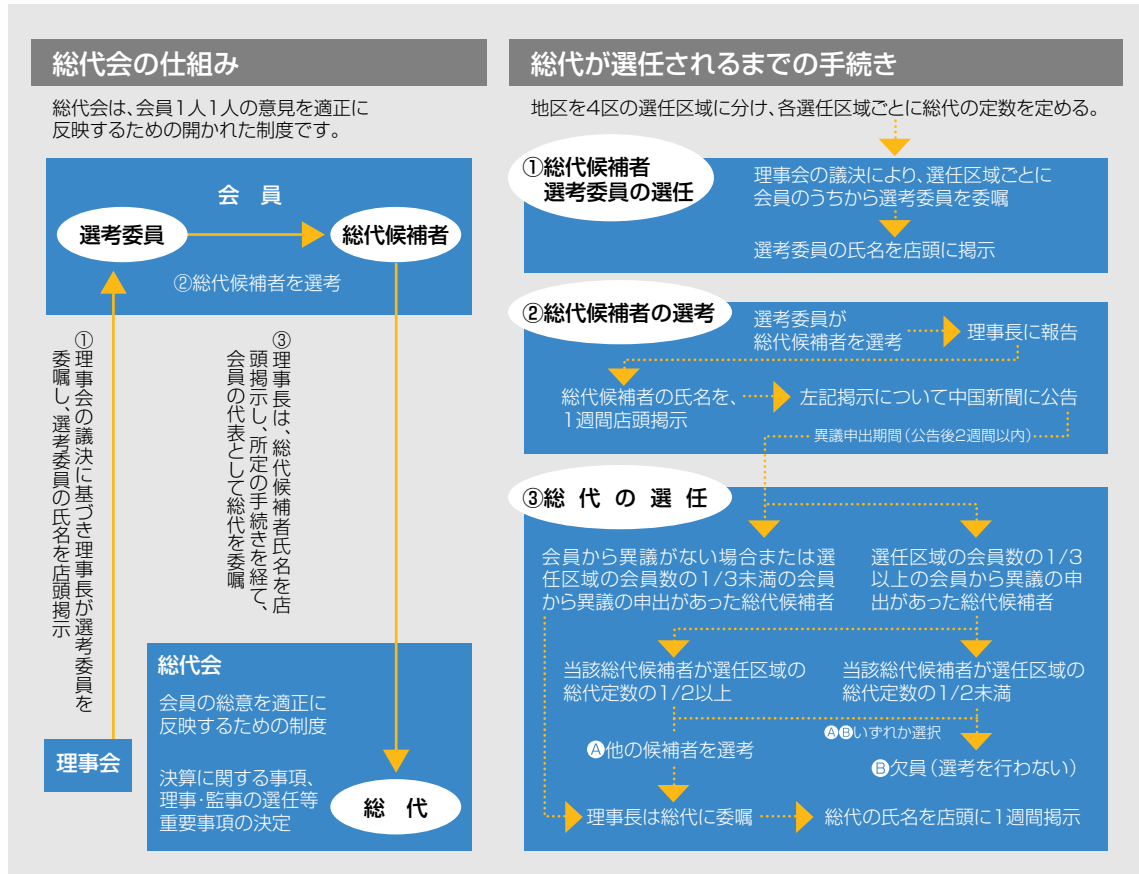
- 第一号議案 剰余金処分案承認の件
- 第二号議案 定款一部変更の件
反社会的勢力の会員からの排除に関する変更
- 第三号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第四号議案 理事7名選任の件
理事任期満了につき
- 第五号議案 退任理事に対し退職慰労金支給の件
<合併決議について>
- 第六号議案 防府信用金庫との合併契約及び合併契約書付帯覚書書の変更契約書承認の件
- 第七号議案 合併に伴う定款一部変更の件
(代表理事)第18条 副理事長設置の件
- 第八号議案 定款一部変更及び合併契約に伴う付帯決議の件
- 第九号議案 合併に伴い防府信用金庫から推薦される理事及び監事選任の件
- 第十号議案 合併に伴う退任理事及び監事に対し退職慰労金支給の件

5. 総代の氏名等

平成24年6月末現在（アイウエオ順、敬称略）

選任区域	人数	氏名					
第1区 周南市	27	石田 丞治	石田 奨	上杉 勝一	梅田 矩孝	大石 茂信	河村 良一
		木本 安信	後藤 正幸	佐伯 勝昭	佐田国芳人	多田 佳宣	田中 和男
		田中 豊	田中 悌照	俵 義紀	近間 義雄	近森 尚	富永幸二郎
		中村 忠勝	長弘 良坂	弘田 公	福山 庸治	藤井 幹夫	松田 昌祐
		三戸 徹保	山本 正敬	芳村 芳彦			
第2区 下松市 光市	16	沖田 安秀	小澤 政一	金井 一成	上山 勝治	河村 幸男	九内 博之
		小林俊太郎	清水 知幸	田村 之保	坪井 敏明	西脇 万治	原田 智弘
		原田 文治	松村 隆陣	萬徳 定男	宮本不二雄		
第3区 柳井市 熊毛郡 大島郡	8	浅海 努	菊本 治美	鈴木 康平	鈴木 昭治	柚木 彰	坪野 功
		富田 靖生	藤麻 功				
第4区 岩国市 玖珂郡	5	国清 幸雄	藏重 守雄	中濱 泰生	水中 好秋	村田 昭輔	

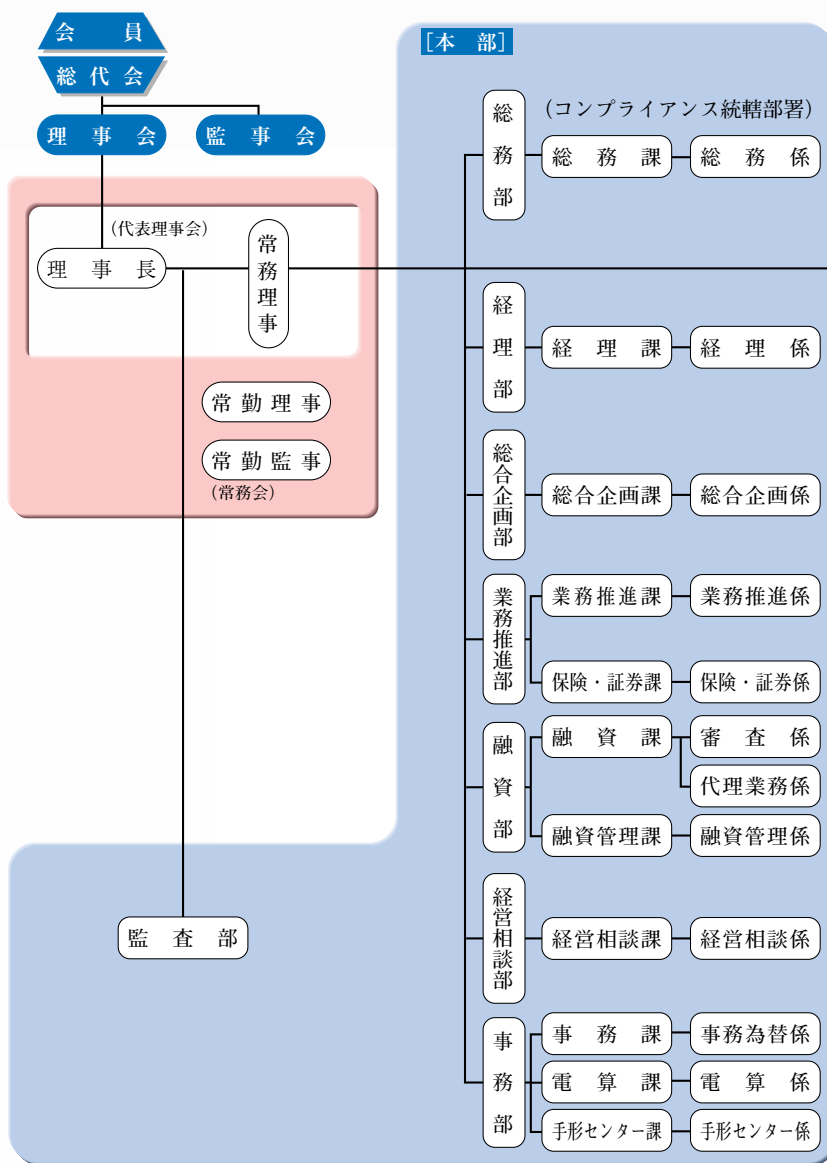
(合計56名)





概要・組織

組織 (平成24年6月末現在)



★印は各ブロック統括店
 ◎印は各グループ統括店

[Aブロック]

徳山西グループ

★橋本町支店

◎徳山支店

月丘町支店

遠石支店

富田支店

福川支店

[Bブロック]

★栄町支店

下松支店

光支店

室積支店

[Cブロック]

柳井グループ

★本店営業部

◎柳井南支店

平生支店

田布施支店

上関支店

[Dブロック]

★岩国支店

岩国西グループ

◎南岩国支店

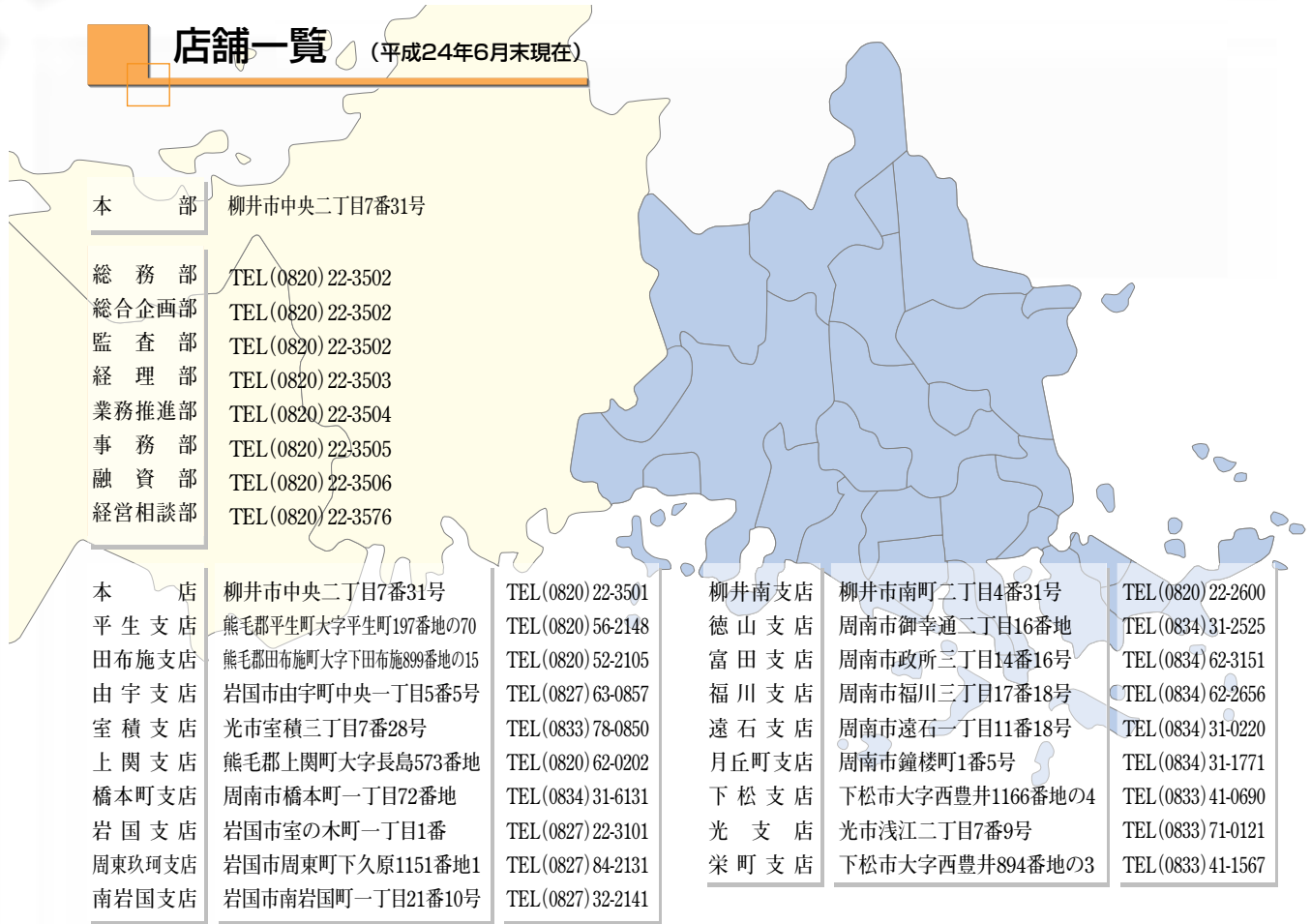
由宇支店

周東玖珂支店

役員一覧 (平成24年6月末現在)

理事長 (代表理事)	児玉 正史	理事	多治比輝明
常務理事 (代表理事)	内田 勝己	理事	橋本 勲美
常務理事 (代表理事)	平岡 美樹	監事	宮田 勝
常勤理事	松原 正雄	監事	松田 晋平
常勤理事	高田 篤人	監事 (員外)	松本 茂生
常勤監事	石丸 一政		

店舗一覧 (平成24年6月末現在)



本部	柳井市中央二丁目7番31号	
総務部	TEL(0820) 22-3502	
総合企画部	TEL(0820) 22-3502	
監査部	TEL(0820) 22-3502	
経理部	TEL(0820) 22-3503	
業務推進部	TEL(0820) 22-3504	
事務部	TEL(0820) 22-3505	
融資部	TEL(0820) 22-3506	
経営相談部	TEL(0820) 22-3576	
本店	柳井市中央二丁目7番31号	TEL(0820) 22-3501
平生支店	熊毛郡平生町大字平生町197番地の70	TEL(0820) 56-2148
田布施支店	熊毛郡田布施町大字下田布施899番地の15	TEL(0820) 52-2105
由宇支店	岩国市由宇町中央一丁目5番5号	TEL(0827) 63-0857
室積支店	光市室積三丁目7番28号	TEL(0833) 78-0850
上関支店	熊毛郡上関町大字長島573番地	TEL(0820) 62-0202
橋本町支店	周南市橋本町一丁目72番地	TEL(0834) 31-6131
岩国支店	岩国市室の木町一丁目1番	TEL(0827) 22-3101
周東玖珂支店	岩国市周東町下久原1151番地1	TEL(0827) 84-2131
南岩国支店	岩国市南岩国町一丁目21番10号	TEL(0827) 32-2141
柳井南支店	柳井市南町二丁目4番31号	TEL(0820) 22-2600
徳山支店	周南市御幸通二丁目16番地	TEL(0834) 31-2525
富田支店	周南市政所三丁目14番16号	TEL(0834) 62-3151
福川支店	周南市福川三丁目17番18号	TEL(0834) 62-2656
遠石支店	周南市遠石一丁目11番18号	TEL(0834) 31-0220
月丘町支店	周南市鐘楼町1番5号	TEL(0834) 31-1771
下松支店	下松市大字西豊井1166番地の4	TEL(0833) 41-0690
光支店	光市浅江二丁目7番9号	TEL(0833) 71-0121
栄町支店	下松市大字西豊井894番地の3	TEL(0833) 41-1567

地区一覧

柳井市・岩国市・光市・下松市・周南市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡

自動機器設置状況

(単位：台)

	19年3月	20年3月	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月
A T M	25	25	25	26	26	26
C D	17	17	17	17	16	16
両替機	1	1	1	1	1	1

◎自動機コーナーは各店舗のほか、次の店舗外にも設置しております。

- | | | |
|--------------|------------------|-------------------|
| ・ゆめタウン柳井 | ・周南市新南陽総合支所 (共同) | ・ザ・モール周南 (共同) |
| ・パルティ・フジ柳井 | ・下松市役所 (共同) | ・イオン光店 (共同) |
| ・イオンタウン平生 | ・柳井市役所 (共同) | ・東ソー (共同) |
| ・サンリブ下松 | ・周南市役所 (共同) | ・光ベスト (共同) |
| ・ミスターマックス | ・徳山中央病院 (共同) | ・マックスバリュ浅江店 (共同) |
| 柳井ショッピングセンター | ・新南陽市民病院 (共同) | ・マックスバリュ田布施店 (共同) |
| | ・ゆめタウン新南陽 (共同) | |

一年の動き

平成23年4月	新入職員6名の入庫式を行いました。
平成23年4月	東日本大震災復興支援義援金と医薬品を信金中央金庫を通して被災地へ届けました。
平成23年5月	東日本大震災復興支援定期預金「KIZUNA」の取扱を開始しました。
平成23年7月	栄町支店をリニューアルオープンいたしました。
平成23年7月	設立20周年記念キャンペーンの取扱を開始しました。
平成23年7月	東日本大震災復興支援ボランティアに職員が参加しました。
平成23年8月	日本赤十字社山口県本部において復興支援定期預金「KIZUNA」の義援金を贈呈しました。
平成23年9月	設立20周年記念事業として、野村克也氏の記念公演を開催しました。
平成23年10月	金融庁検査を受けました。
平成23年11月	設立20周年記念ゴルフツアー（宮古島）を開催しました。
平成23年11月	ウインターキャンペーン「とくとく定期預金」の発売を開始しました。
平成23年11月	設立20周年記念事業として、福祉施設に車椅子を寄贈しました。

沿革

平成3年4月	柳井信用金庫(昭和25年5月設立)、徳山信用金庫(大正7年6月設立)、下松信用金庫(昭和23年12月設立)の3信用金庫が合併により新生「東山口信用金庫」として発足。
平成4年4月	徳山支店、下松支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
平成4年8月	平生支店改築
平成4年12月	預積金残高1,000億円達成。
平成5年11月	室積支店改築。
平成7年1月	富田支店、福川支店、光支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
平成7年4月	A T M祝日稼働開始。
平成8年1月	月丘町支店、栄町支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
平成8年9月	預積金残高1,100億円達成。
平成8年12月	遠石支店、徳山北支店が日本銀行歳入代理店の承認を受け、全店指定となる。
平成9年2月	徳山支店ほか8店舗が西日本建設業保証(株)の受託業務取扱店の承認をうけ、全店指定となる。
平成9年5月	バルティ・フジ出張所(A T M)開店。
平成9年11月	ロックショッピングタウン平生出張所(A T M)開店。
平成10年1月	下松支店改築。
平成10年4月	堀本忠男理事長就任、三島元理事長相談役就任。
平成10年8月	本部にL A Nシステム導入。
平成10年10月	サンリブ下松出張所(A T M)開店。
平成11年3月	郵貯A T Mとの相互接続取扱開始。
平成11年4月	ハイパーモールメルクス柳井出張所(A T M)開店。
平成12年12月	全国のしんきんA T M平日、土曜日(～14:00)のご利用手数料無料の「しんきんZERO(ゼロ)ネットサービス」を開始する。
平成13年4月	設立10周年を迎える。
平成13年7月	朝日監査法人と監査契約を締結する。
平成13年10月	山口県下10金庫と山口銀行がA T M平日、土曜日(～14:00)ご利用手数料無料「YS.ネットサービス」を開始する。
平成15年4月	個人向けインターネットバンキングの取扱いを開始。
平成15年6月	個人向け国債の募集の取扱いを開始。
平成15年7月	IYバンク銀行とATMの提携を開始する。
平成15年9月	マックスバリュート田布施出張所(ATM)開店。
平成16年1月	法人向けインターネットバンキングの取扱いを開始。
平成18年3月	<とうしん経営塾>(柳井地区)を発足。
平成19年3月	由宇支店改築
平成21年4月	柳井南支店開店
平成22年6月	児玉正史理事長就任、堀本前理事長非常勤相談役就任
平成23年4月	設立20周年を迎える。

事業概況

昨年度の日本経済は、震災復興需要や、世界経済の持ち直しで輸出も徐々に力強さを取戻しそうな気配もありましたが、日本経済の本格回復に向けたカギは設備投資であると考えられており、行き過ぎた円高の是正や電力の安定供給等を条件に回復基調に向かうものとみられております。

当金庫の営業地区内においては事業所数や人口の減少などの社会的・構造的な問題もあり、景気は回復感に乏しく、お客様である中小・零細企業を取り巻く経営環境はきわめて厳しい状況が続いております。

このような環境の中で、当金庫はお客様との絆を大切に、預金・融資の増強や資金運用の適切化に努め、また役務収入の向上等収益面を重視した施策に取り組んでまいりました。

●預金

23年度は、20周年記念キャンペーン・東日本大震災復興支援定期預金の取扱などを実施し、預金は前年度比3億円増加、期末残高は1,243億円となりました。

●貸出金

地域経済は低迷が続き、全般に事業資金の需要が低調な中で、創業支援商品「とうしんサポートローン」や無担保商品「ジャンプアップ」「ステップ」などにより、地域の皆様の資金ニーズにお応えし、また信用保証協会の活用や地方公共団体への融資を積極的に行いましたが、一方で部分直接償却などの不良債権のオフバランス化等を積極的に行い、期末残高は621億円と前期から14百万円の増加となりました。

●有価証券

新規投資においては安全性を重視し、債券を主体として94億円購入引受を行いました。一方、償還が35億円、売却を66億円実施した結果、期末残高は前期比6億円減少し246億円となりました。

●損益

金融機関の本来業務での収益力を示す業務純益は貸出企業の業況悪化に応じて計上する貸倒引当金が減少したことが増加要因となり279百万円の計上となりました。これにより経常利益210百万円を計上し当期純利益は205百万円となりました。

●出資金及び会員数

出資金の期末残高は591百万円となりました。また、会員数は期中110名減少し、13,118名となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	3,099,850千円	2,849,360	2,808,543	2,592,979	2,651,585
(又は経常損失(△))	△889,529千円	△311,442	47,288	△587,814	210,063
当期純利益					
(又は当期純損失(△))	△1,120,474千円	397,692	143,658	△779,117	205,002
出資総額	596百万円	596	592	591	591
出資総口数	1,192千口	1,193	1,185	1,182	1,182
純資産額	3,513百万円	3,765	4,248	3,435	3,656
総資産額	128,370百万円	128,409	128,844	129,948	130,127
預金残高	121,802百万円	121,330	121,538	123,944	124,322
貸出金残高	61,876百万円	62,402	64,052	62,184	62,198
有価証券残高	24,455百万円	24,740	26,160	25,328	24,653
単体自己資本比率	7.48%	8.79	8.90	7.37	7.86
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20円	20	20	20	20
職員数	201人	188	191	186	183



法令等遵守

当金庫は、地域金融機関として、その社会的使命と公共性を十分自覚し、金庫の経営の健全性を高め、お客様より一層信頼される金融機関となるために、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の整備と強化に努めています。

●法令等遵守体制

当金庫ではコンプライアンスを推進・実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年作成し、またコンプライアンスを実現するための具体的な手引書となるコンプライアンス・マニュアルを策定し、研修等により役職員に内容の周知を図っています。

平成11年には、法令や社会的規範を遵守し、金庫経営に万全を期すことを目的として倫理憲章（18年4月に「行動綱領」に改正）を制定いたしました。業務を遂行するに当たって遵守すべき法律・規則はもとより、倫理や社会的規範について役職員一人ひとりの意識向上につとめ、法令等遵守の浸透、徹底を図っています。

行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

（地域社会とのコミュニケーション）

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

（従業員の人権の尊重等）

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

（環境問題への取り組み）

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（社会貢献活動への取り組み）

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

（反社会的勢力の排除）

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関連法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

●内部統制システム構築に関する整備事項について

当金庫では、業務の適正を確保するための体制等として、以下の8項目の整備事項を理事会で定め、実践しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

●金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘に際しては、お客様への商品の内容、リスクなどの重要事項について十分説明し、適切な勧誘活動を行います。

【金融商品販売に係る勧誘方針】

1. 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適切な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は7ページ参照）または総務部（電話：0820-22-3502）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。



リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展並びにコンピュータ技術の著しい進歩等により、金融業務の多様化・高度化が進展し、金融機関を取り巻くリスクは一層多様化・複雑化してきています。このような中において各種リスクを正確に把握・分析し、コントロールしながら経営の健全性を確保し、安定した業務運営を行っていくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

当金庫ではリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、統合的なリスク管理態勢の構築を目指し、常にリスク管理体制を整備・強化し、リスクを受容可能な水準に収め、「健全性の維持」と「収益力の強化」相互にバランスのとれた経営に取り組んでおります。

● リスク管理体制

信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し当金庫が損失を被るリスクのことで、貸出資産の健全性を維持するため、小口多数化によるリスク分散や与信業務の基本指針等を明示した「クレジットポリシー」の遵守など、信用リスク管理の厳正化に努めております。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、当金庫は「ALM委員会」を設置し、経済、金利の見通しなどを検討するなど資産・負債の総合管理に努めております。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクからなり、市場流動性リスクとは、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことで、当金庫では、日次、週次、月次で資金繰り管理表を作成し、適切な資金管理に努めております。
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係わるリスクで、当金庫は次の6つのリスクと定義しております。
事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことで、監査部による定例監査や事務部による臨店事務指導などによって事務水準の向上、事務処理の適正化に努めております。
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクのことで、当金庫は被災に備えてバックアップ体制を整備している一般社団法人しんきん共同システム運営機構西日本センターのシステム利用や「コンティンジェンシープラン（コンピュータシステムの災害等の緊急時対応計画要綱）」の作成など万一の際の態勢強化に努めております。
法務リスク	法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害を被るリスクで、当金庫は法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢の構築に努めております。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が生じるリスクで、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる情報の収集・分析など、適切な管理に努めております。
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害で、関連諸規程の整備及び適切な人事管理・人事運営に努めております。
有形固定資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害のことで、管理体制や連絡態勢の整備に努めております。



定性的開示事項

●自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成23年度末の自己資本額のうち、Tier1は、当金庫がこれまでの利益から積み立てている特別積立金等の利益剰余金（2,925百万円）以外のものでは、地域のお客様からお預かりしている〔普通〕出資金（591百万円）が該当します。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで利益の内部留保による資本の積上げ等により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的指針等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信構造（ポートフォリオ）管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行うとともにモンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化なども行っています。信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については正常先、その他要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の機関を採用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・スタンダード&プアーズ
- ・ムーディーズ

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は融資に際して、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保としては自金庫預金積金等、また保証には、信用保証協会保証、政府関係機関保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。



● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「余資運用基準規程」及び「統合的リスク管理規程」等で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを経理部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで判断することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、経理部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を適時に収集し、ALM委員会へ報告を行い、ALM委員会は、経理部から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行い、常務会へ報告することとしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価格による評価を実施しております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしておりません。

- ・ 格付投資情報センター
- ・ 日本格付研究所
- ・ スタンダード&プアーズ
- ・ ムーディーズ

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各リスク管理要領に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、事務リスク管理要領にリスク管理の手法と手続きを定め、本部・営業店一体となりその遵守の徹底を図り、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、システムリスク管理要領に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、各項目について運用面の徹底を図り、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談に対する担当部署の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（V A R）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に経営陣やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「余資運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（B P V）の計測や、シミュレーションによる収益への影響度、更には新商品等の導入による影響など、定期的に計測を行い、A L M委員会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法 金利ラダー方式
- ・コア預金 対 象：流動性預金全般（普通預金、貯蓄預金等）
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在残高の50%相当額、
以上3つのうち最小の額を上限
- 満 期：5年以内（平均2.5年）
- ・金利感応資産・負債
預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅
99%タイル値又は1%タイル値
- ・リスク計測の頻度
月次（前月末基準）



自己資本の充実の状況等

定量的開示事項

● 自己資本の構成に関する事項

■ 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	591	591
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	596	596
特別積立金	2,100	2,280
繰越金(当期未残高)	47	49
その他	—	—
処分未済持分	△ 0	△ 0
自己優先出資金	△ —	△ —
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	△ —	△ —
のれん相当額	△ —	△ —
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ —	△ —
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ —	△ —
基本的項目 (A)	3,335	3,517
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	325	299
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	△ 17	△ —
補完的項目 (B)	307	299
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	3,643	3,816
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	490	590
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
並びにこれらに準ずるもの	200	300
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除を除く、自己資本控除とされる証券化エクスプージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△ 478	△ 578
控除項目計 (D)	12	12
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	3,631	3,804
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産 (オン ・ バ ラ ン ス 項 目)	44,199	43,805
オフ・バランス取引等項目	871	574
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,190	4,017
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計 (F)	49,261	48,397
単体 T i e r 1 比 率 (A / F)	6.77%	7.26%
単体自己資本比率 (E / F)	7.37%	7.86%

(注) 1. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、平成22年度、平成23年度ともに控除すべき「その他有価証券の評価差損」は発生していません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	45,070	1,802	44,380	1,775
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	44,970	1,798	44,140	1,765
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	39	1	19	0
我が国の政府関係機関向け	173	6	135	5
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,706	388	9,390	375
法人等向け	9,582	383	9,275	371
中小企業等向け及び個人向け	11,987	479	12,334	493
抵当権付住宅ローン	3,232	129	2,975	119
不動産取得等事業向け	5,976	239	5,941	237
三月以上延滞等	1,129	45	950	38
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等による保証付	444	17	452	18
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	493	19	502	20
上記以外	2,202	88	2,158	86
②証券化エクスポージャー	100	4	100	4
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	100	4	100	4
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	140	5
ロ. オペレーショナル・リスク	4,190	167	4,017	160
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	49,261	1,970	48,397	1,935

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」)を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



自己資本の充実の状況等

●信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
地域区分										
業種区分										
期間区分										
国 内	129,780	129,748	63,344	63,049	23,359	22,698	—	—	1,592	1,276
国 外	1,666	1,671	—	—	1,662	1,668	—	—	—	—
地 域 別 合 計	131,446	131,420	63,344	63,049	25,022	24,367	—	—	1,592	1,276
製 造 業	5,369	4,684	3,864	3,782	1,499	900	—	—	71	107
農 業、林 業	93	115	93	115	—	—	—	—	—	—
漁 業	76	74	76	74	—	—	—	—	22	21
鉱業、採石業、 砂利採取業	31	27	31	27	—	—	—	—	—	—
建 設 業	8,901	8,289	8,901	8,289	—	—	—	—	337	183
電気・ガス・熱供 給・水道業	738	619	141	121	595	495	—	—	—	—
情 報 通 信 業	199	198	93	92	100	100	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	2,708	2,301	2,310	2,094	396	196	—	—	11	0
卸 売 業、小 売 業	7,162	6,613	6,961	6,413	200	199	—	—	341	399
金 融 業、保 険 業	48,615	46,901	992	1,352	8,955	9,566	—	—	—	—
不 動 産 業	8,018	7,862	8,018	7,862	—	—	—	—	271	281
物 品 貸 貸 業	395	912	93	109	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技術サービ ス 業	717	605	717	605	—	—	—	—	18	7
宿 泊 業	496	426	496	426	—	—	—	—	43	12
飲 食 業	1,711	1,656	1,711	1,656	—	—	—	—	57	47
生活関連サービ ス業、娯楽業	2,923	2,708	2,916	2,701	—	—	—	—	17	14
教育、学習支援業	457	372	457	372	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	2,004	4,007	2,004	4,007	—	—	—	—	0	17
その他のサービス	2,025	1,456	2,025	1,456	—	—	—	—	98	39
国・地方公共団体等	19,366	19,040	5,146	5,030	13,275	12,908	—	—	—	—
個 人	16,289	16,457	16,289	16,457	—	—	—	—	300	143
そ の 他	3,142	6,087	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	131,446	131,420	63,344	63,049	25,022	24,367	—	—	1,592	1,276
1 年 以 下	31,121	25,795	10,960	10,316	3,427	1,499	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	26,681	26,144	5,531	5,516	4,099	4,958	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	16,924	18,895	6,914	8,889	5,360	6,055	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	8,467	7,266	6,356	6,346	2,110	920	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	16,980	18,532	9,725	8,704	7,255	6,827	—	—		
10 年 超	25,041	26,183	22,272	22,077	2,768	4,105	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の	5,128	7,830	482	425	—	—	—	—		
そ の 他	1,100	772	1,100	772	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	131,446	131,420	63,344	63,049	25,022	24,367	—	—		

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. 上記期間区分の「その他」は、裏付となる個々の残存期間を把握することが困難なエクスポージャーです。具体的には代理貸付等です。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
製 造 業	175	134	134	122	43	1	131	133	134	122	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	230	297	297	197	12	24	218	273	297	197	301	43
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	27	0	0	0	26	—	1	0	0	0	—	1
卸 売 業、小 売 業	342	332	332	333	22	36	320	296	332	333	16	36
金 融 業・保 険 業	5	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—
不 動 産 業	280	249	249	218	33	19	247	229	249	218	—	—
物 品 貸 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	16	16	16	—	—	—	16	16	16	—	—	—
宿 泊 業	33	4	4	3	27	1	5	2	4	3	13	—
飲 食 業	127	102	102	100	11	3	115	99	102	100	3	—
生活関連サービス業、娯楽業	336	326	326	327	12	1	324	324	326	327	7	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療・福 祉	—	—	—	11	—	—	—	—	—	11	—	—
その他のサービス	23	34	34	6	—	19	23	15	34	6	181	23
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	76	94	94	60	12	8	64	86	94	60	13	19
合 計	1,676	1,593	1,593	1,383	201	116	1,474	1,477	1,593	1,383	537	125

※ 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 事業別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	25,031	—	28,631
1 0 %	—	7,264	—	6,619
2 0 %	1,595	46,530	994	44,958
3 5 %	—	9,266	—	8,553
5 0 %	2,107	4,180	2,203	3,843
7 0 %	—	—	—	200
7 5 %	—	14,972	—	15,382
1 0 0 %	302	19,927	302	19,464
1 5 0 %	—	267	—	264
3 5 0 %	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	4,005	127,441	3,500	127,919

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。



●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,558	2,497	6,715	8,676	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済取引を行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合
該当ございません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	200	—	200	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—
(iv) その他	200	—	200	—

b. 再証券化エクスポージャー
該当ございません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本額等

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成22年度		平成23年度		平成22年度		平成23年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	200	—	200	—	4	—	4	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iv) その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー
該当ございません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	61	61	62	62
非上場株式等	458	458	468	468
合計	519	519	530	530

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
売却益	4	—
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	9	10

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
金利リスクに関して内部管理上使用した 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,231	307

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。

●トピックス・地域貢献

地域社会活性化のお手伝いとして、金融面にとどまらず文化的・社会的活動にも積極的に取組み、地域との結びつきを大切にしています。

文化活動

- ・営業店のロビーで、地元の方々の様々な作品展を開催
- ・当金庫で年金をお受取の方を対象に、毎年年金旅行を企画、又お誕生日にプレゼントを進呈

環境への取組み

- ・日本列島クリーン大作戦等の清掃活動に参加
- ・毎年新入職員による清掃登山を実施
- ・職員による駅前清掃を実施
- ・クールビズ、ウォームビズを実施

福祉活動

- ・当金庫役職員のほか、一般の方々にもご協力を得て、献血活動を実施
- ・認知症サポーター養成講座を受講
- ・東北復興支援ボランティア活動に参加

地域行事への参加

- ・柳井まつり、徳山夏まつり、上関水軍まつり、ひらお十七夜まつり、たぶせ桜まつり、サンフェスタしんなんよう等の地域の行事に参加

次世代の育成

- ・中学生、高校生の職場体験学習・職場訪問の受入

地域行事への参加

当金庫は、営業区域である山口県東部地区で開催される祭りや行事に積極的に参加しています。



徳山夏まつり



柳井まつり



金魚ちょうちん祭り



サンフェスタしんなんよう

献血

毎年6月15日の「信用金庫の日」には、当金庫の全役職員が参加する「献血活動」を行っています。



献血活動

清掃活動

日本列島クリーン作戦をはじめ、各地区において清掃活動に参加、また新入職員による琴石山清掃登山も行っています。



徳山駅周辺清掃活動

ロビー展(趣味・イベント等の展示会)

各店のロビーを地域の文化発信の場として提供しています。趣味やイベント活動の発表の場として、地域の皆様のコミュニケーション作りをサポートしています。



本店ロビー展



福川ロビー展

東日本大震災復興支援

東日本大震災復興支援のための活動や支援物質、義援金を贈呈いたしました。



(NHK山口放送局)

認知症サポーター養成講座受講

認知症の方も安心して暮らせるまちづくりのお手伝いをしたいとの思いから、職員を対象に、認知症サポーター養成講座を受講しております。



(本店)

地域密着型金融の取組み推進状況について

平成23年度の地域密着型金融の推進状況は以下のとおりです。

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

(1) 創業・新事業支援の取組み

創業支援専用商品の「とうしんサポートローン」や山口県中小企業制度融資である起業化支援資金などを活用して、創業および新分野へ進出される方の支援を行ってきました。

【取組実績】

実 績	主な取組商品	23年度 実 績		24年3月末 残 高	
	創業（起業化）・新事業 支援融資	5件	16百万円	36件	152百万円

(2) 経営改善支援

平成19年10月より、経営改善を進める専担部署として従来の融資管理部を経営相談部に改組し、本部から積極的にお客様企業を訪問のうえ改善計画等を作成するなど、経営改善支援に取組んでおります。23年度は、経営改善支援取組み先に23先指定し、ランクアップに取組みました。

〈平成23年度〉経営改善支援の取組み実績 [23年度(23年4月~24年3月)] (単位：先数) (単位：%)

	経営改善支援 取組み先数 α	α のうち期末に債務者 区分がランクアップした 先数 β	α のうち期末に債務者 区分が変化しなかった 先数 γ	α のうち再生計画を策 定した先数 δ	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
		正 常 先 ①	0		0	0	
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	24	0	22	24	0.0%	100.0%
	うち要管理先 ③	0	0	0	0	—	—
破 綻 懸 念 先 ④	6	1	5	6	16.7%	100.0%	
実 質 破 綻 先 ⑤	0	0	0	0	—	—	
破 綻 先 ⑥	0	0	0	0	—	—	
小 計 (② ~ ⑥ の 計)	30	1	27	30	3.3%	100.0%	
合 計	30	1	27	30	3.3%	100.0%	

(注) ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については期初の債務者区分で整理。
 ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上。
 ・ 「再生計画を策定した先数 δ 」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金庫独自の再生計画策定先」

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

- ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み

不動産担保・個人保証に過度に依存しない事業性融資商品として「ステップ」、
「ジャンプアップ」の推進を図っているほか、流動資産担保融資なども取扱っております。

【取組実績】

実 績	主な取組商品	23年度 実 績		24年3月末 残 高	
		件数	金額	件数	金額
	事業者カードローン ステップ	99件	460百万円	143件	482百万円
	無担保・無保証ローン ジャンプアップ	2件	13百万円	9件	26百万円

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- ・しんきん合同ビジネスフェアの開催

しんきん合同ビジネスフェアは、県内4信用金庫の取引先が出展企業として参加し、特徴ある商品・製品を首都圏または地場大手企業へ売込む場を提供することにより、取引先企業の販路拡大・業容の拡大を支援するものです。

また、商談の成約状況等のモニタリングを行うことにより、次回開催におけるバイヤー企業の選定や新しい企画の策定など、ビジネスフェアの充実に向けたサポート体制の構築を図っています。





資料編

貸借対照表	27~31
損益計算書	32
剰余金処分計算書	33
会計監査人による監査	33
財務諸表の適正性等の確認	33
事業の状況	34
リスク管理債権	38
主な事業内容	44

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第20期 平成23年3月31日現在	第21期 平成24年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	1,432	4,274
預け金	37,445	34,924
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	800	1,500
金銭の信託	1,193	1,193
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	25,328	24,653
国債	7,084	5,936
地方債	2,231	2,897
短期社債	—	—
社債	14,263	14,053
株式	23	33
その他の証券	1,723	1,730
貸出金	62,184	62,198
割引手形	753	767
手形貸付	5,890	5,308
証書貸付	52,787	53,546
当座貸越	2,752	2,576
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	772	741
未決済為替貸	8	11
信金中金出資金	420	420
前払費用	2	5
未収収益	247	252
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
その他の資産	93	50
有形固定資産	1,607	1,546
建物	776	746
土地	593	593
リース資産	36	28
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	201	177
無形固定資産	11	16
ソフトウェア	11	16
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	—	—
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	1,100	772
貸倒引当金	△1,927	△1,692
(うち個別貸倒引当金)	(△1,602)	(△1,393)
資産の部合計	129,948	130,127



財務諸表

(単位:百万円)

科 目	第20期	第21期
	平成23年3月31日現在	平成24年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	123,944	124,322
当座預金	1,123	1,243
普通預金	33,924	35,552
貯蓄預金	68	63
通知預金	82	92
定期預金	79,964	81,773
定期積金	8,165	5,251
その他の預金	615	345
譲渡性預金	—	—
借入金	500	500
借入金	500	500
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	594	531
未決済為替借	29	37
未払費用	186	182
給付補填備金	89	19
未払法人税等	1	1
前受収益	41	38
払戻未済金	9	6
払戻未済持分	2	5
職員預り金	152	160
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
リース債務	36	28
資産除去債務	20	20
その他の負債	26	30
賞与引当金	59	54
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	198	138
役員退職慰勞引当金	70	81
睡眠預金払戻損失引当金	7	7
偶発損失引当金	4	15
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	34	48
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	1,100	772
負債の部合計	126,513	126,471
(純資産の部)		
出資金	591	591
普通出資金	591	591
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	2,767	2,949
利益準備金	596	596
その他利益剰余金	2,171	2,352
特別積立金	2,900	2,100
()	()	()
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	△728	252
処分未済持分	0	0
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	3,359	3,540
その他有価証券評価差額金	76	115
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	76	115
純資産の部合計	3,435	3,656
負債及び純資産の部合計	129,948	130,127

注記事項

■注記事項

●貸借対照表に関する注記（第21期 平成23年度）

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、其他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 建物 | 3年～39年 | その他 | 2年～22年 |
|----|--------|-----|--------|
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,313百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生翌事業年度から）損益処理 |
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）
- | | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,358,815百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,630,641百万円 |
| 差引額 | △271,826百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金提出割合（平成23年3月31日現在） 0.1576%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円及び繰越不足金15,887百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金30百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生しているものと認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式により行っております。
15. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額25百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額2,067百万円
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は216百万円、延滞債権額は3,918百万円であり、
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は32百万円であり、
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は70百万円であり、
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,238百万円であり、
- なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシパーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、210百万円であり、
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は767百万円であり、
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 105百万円 |
| 預け金 | 500百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 別段預金（歳入代理店） | 41百万円 |
| 借入金 | 500百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金7,006百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は2百万円であり、
25. 出資1口当たりの純資産額3,091円88銭
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及び経営相談部により行われ、また、定期的に経営陣による経営改善支援会議、延滞債権管理会議、常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
統合的リスク管理規程及び市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会及びリスク管理委員会で検討のうえ常務会に定期的に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報はALM委員会及びリスク管理委員会で検討のうえ常務会に定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」等の市場リスク量をVaRにより計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成24年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で848百万円であります。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	34,924	35,100	176
(2) 買入金銭債権	1,500	1,501	1
(3) 金銭の信託	1,193	1,193	—
(4) 有価証券	24,619	24,712	92
満期保有目的の債券	6,906	6,999	92
その他有価証券	17,713	17,713	—
(5) 貸出金（*1）	62,198		
貸倒引当金（*2）	△1,683		
	60,515	62,045	1,530
金融資産計	122,752	124,553	1,800
(1) 預金積金	124,322	124,581	258
(2) 借入金	500	513	13
金融負債計	124,822	125,094	272

（*1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	33

（*）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*）	12,404	19,520	3,000	—
買入金銭債権	1,400	100	—	—
金銭の信託	993	200	—	—
有価証券	1,500	11,016	7,785	4,100
満期保有目的の債券	—	1,816	985	4,100
その他有価証券のうち満期があるもの	1,500	9,200	6,800	—
貸出金（*）	13,086	21,301	10,779	9,880
合 計	29,383	52,137	21,564	13,980

（*）預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	102,867	20,722	81	651
借入金	30	120	150	200
合 計	102,897	20,842	231	851

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,718	2,750	32
	地方債	1,211	1,259	47
	社債	716	745	28
	その他	2,199	2,243	43
	小計	6,845	6,998	152
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	165	156	△8
	社債	595	592	△3
	その他	800	753	△46
	小計	1,560	1,502	△58
合計		8,406	8,500	94

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	15,688	15,498	189
	国債	2,519	2,503	16
	地方債	1,222	1,200	22
	社債	11,947	11,795	151
	その他	62	52	10
	小計	15,750	15,550	199
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	1,792	1,798	△5
	国債	699	700	△1
	地方債	299	299	0
	社債	794	798	△3
	その他	169	200	△30
	小計	1,962	1,998	△36
合計		17,713	17,549	163

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	6,819	166	21
国債	4,648	73	21
地方債	—	—	—
社債	2,170	93	0
その他	—	—	—
合計	6,819	166	21

30. 減損処理を行った有価証券

有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理は、該当ございません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対し50%以上下落している状態にあること、または30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。

31. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	993	—

32. 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの (百万円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	200	200	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

33. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,020百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,290百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生する主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算限度超過額	440百万円
貸出金債却損算限度超過額	269百万円
繰越欠損金	1,007百万円
退職給付引当金	40百万円
減価償却損算限度超過額	50百万円
その他	105百万円
繰延税金資産小計	1,914百万円
評価性引当額	△1,914百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	48百万円
繰延税金負債合計	48百万円
繰延税金負債の純額	48百万円

(追加情報)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.00%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.39%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.61%となります。この税率変更により、繰延税金負債は2百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2百万円増加しております。

35. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権回収益」は「その他経常収益」に計上しております。



損益計算書

(単位:千円)

科 目	第20期		第21期	
	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日		自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日	
経常収益	2,592,979		2,651,585	
資金運用収益	2,288,940		2,139,281	
貸出金利息	1,706,444		1,602,040	
預け金利息	290,148		248,280	
買入手形利息	—		—	
コールローン利息	—		—	
買現先利息	—		—	
債券貸借取引受入利息	—		—	
有価証券利息配当金	275,866		272,774	
金利スワップ受入利息	—		—	
その他の受入利息	16,482		16,185	
役員取引等収益	159,044		154,452	
受入為替手数料	83,814		79,859	
その他の役員収益	75,230		74,593	
その他業務収益	126,594		177,936	
外国為替売買益	—		—	
商品有価証券売買益	—		—	
国債等債券売却益	98,265		166,989	
国債等債券償還益	18,460		—	
金融派生商品収益	—		—	
その他の業務収益	9,869		10,946	
その他経常収益	18,399		179,915	
貸倒引当金戻入益	—		90,839	
償却債権取立益	—		75,399	
株式等売却益	4,552		—	
金銭の信託運用益	7,455		3,216	
その他の経常収益	6,391		10,550	
経常費用	3,180,794		2,441,522	
資金調達費用	191,337		157,256	
預金利息	143,666		122,752	
給付補填備金繰入額	35,080		21,816	
譲渡性預金利息	—		—	
借入金利息	8,649		8,673	
売渡手形利息	—		—	
コールマネー利息	—		—	
売現先利息	—		—	
債券貸借取引支払利息	—		—	
コマースナル・ペーパー利息	—		—	
金利スワップ支払利息	—		—	
その他の支払利息	3,940		4,013	
役員取引等費用	161,935		162,955	
支払為替手数料	26,735		26,234	
その他の役員費用	135,199		136,720	
その他業務費用	19,543		22,102	
外国為替売買損	—		—	
商品有価証券売買損	—		—	
国債等債券売却損	227		21,647	
国債等債券償還損	19,140		—	
国債等債券償却	—		—	
金融派生商品費用	—		—	
その他の業務費用	175		454	
経費	2,074,223		1,875,801	
人件費	1,303,088		1,173,805	
物件費	742,020		673,400	
税金	29,114		28,596	
その他経常費用	733,753		223,406	
貸倒引当金繰入額	120,876		—	
貸出金償却	537,672		125,495	
株式等売却損	—		—	
株式等償却	—		—	
金銭の信託運用損	6,168		—	
その他資産償却	749		713	
その他の経常費用	68,287		97,197	
経常利益 (又は経常損失)	△587,814		210,063	
特別利益	62,372		—	
固定資産処分益	61		—	
負ののれん発生益	—		—	
貸倒引当金戻入益	—		—	
償却債権取立益	61,254		—	
金融商品取引責任準備金取崩額	—		—	
その他の特別利益	1,056		—	
特別損失	12,397		972	
固定資産処分損	2,856		782	
減損損失	—		—	
金融商品取引責任準備金繰入額	—		—	
その他の特別損失	9,540		190	
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	△537,838		209,090	
法人税、住民税及び事業税	3,892		4,088	
法人税等調整額	237,386		—	
法人税等合計	241,278		4,088	
当期純利益 (又は当期純損失)	△779,117		205,002	
繰越金 (当期期首残高)	50,151		47,644	
目的積立金取崩額	—		—	
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	△728,966		252,647	

●損益計算書に関する注記 (第21期 平成23年度) 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額173円93銭
 3. その他の経常費用には、債権売却損70,649千円を含んでおります。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第20期		第21期	
	自 平成22年 4月1日	至 平成23年 3月31日	自 平成23年 4月1日	至 平成24年 3月31日
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	△728,966,155		252,647,584	
積立金取崩額	800,000,000		-	
剰余金処分額	23,388,848		203,407,004	
利益準備金	-		-	
普通出資に対する配当金	(年4%)	23,388,848	(年4%)	23,407,004
優先出資に対する配当金	(年-%)	-	(年-%)	-
事業の利用分量に対する配当金	(一円につき一円の割)	-	(一円につき一円の割)	-
特別積立金	-		180,000,000	
繰越金 (当期末残高)	47,644,997		49,240,580	


会計監査人による監査

平成22年度及び23年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

平成23年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 (以下、「財務諸表」という。) の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月18日

東山口信用金庫
理事長 児玉正史 

●業務粗利益

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度
資金運用収支	2,098,580	1,983,457
資金運用収益	2,288,940	2,139,281
資金調達費用	190,360	155,823
役務取引等収支	△ 2,891	△ 8,502
役務取引等収益	159,044	154,452
役務取引等費用	161,935	162,955
その他の業務収支	107,051	155,834
その他業務収益	126,594	177,936
その他業務費用	19,543	22,102
業務粗利益	2,202,739	2,130,789
業務粗利益率	1.70%	1.68%

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用
(平成22年度 976千円、平成23年度 1,432千円)
を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●利益率

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	-0.44	0.15
総資産当期純利益率	-0.59	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
資金運用勘定	129,031	126,813	2,288,940	2,139,281	1.77	1.68
うち貸出金	63,122	61,613	1,706,444	1,602,040	2.70	2.60
うち預け金	40,504	39,621	290,148	248,280	0.71	0.62
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	23,799	24,006	275,866	272,774	1.15	1.13
資金調達勘定	125,518	126,204	190,360	155,823	0.15	0.12
うち預金積金	125,511	126,737	178,746	144,568	0.14	0.11
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	500	500	8,649	8,673	1.72	1.73

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成22年度 一百万円、平成23年度 一百万円)を、
資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成22年度 651百万円、平成23年度 1,193百万円)
及び利息(平成22年度 976千円、平成23年度 1,432千円)をそれぞれ控除して表示しております。

●利鞘

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
資金運用利回	1.77	1.68
資金調達原価率	1.74	1.59
総資金利鞘	0.03	0.09

●受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	平成22年度			平成23年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	29,811	△ 271,006	△ 241,194	△ 37,907	△ 111,752	△ 149,659
うち貸出金	36,986	△ 193,046	△ 156,059	△ 39,821	△ 64,582	△ 104,403
うち預け金	11,639	△ 74,767	△ 63,128	△ 5,641	△ 36,226	△ 41,867
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 20,375	△ 12,284	△ 32,659	2,355	△ 5,446	△ 3,091
支 払 利 息	2,198	△ 89,598	△ 87,399	846	△ 35,383	△ 34,537
うち預金積金	2,845	△ 89,548	△ 86,703	1,398	△ 35,576	△ 34,177
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
流 動 性 預 金	37,908	38,594
うち有利息預金	31,749	32,885
定 期 性 預 金	87,271	87,809
うち固定金利 定期預金	78,888	81,221
うち変動金利 定期預金	649	559
そ の 他	331	333
計	125,511	126,737
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	125,511	126,737

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
定 期 預 金	79,964	81,773
固定金利定期預金	79,353	81,234
変動金利定期預金	606	534
そ の 他	5	5



●貸出金平均残高

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
手形貸付	6,241	5,682
証書貸付	53,098	52,644
当座貸越	2,858	2,608
割引手形	923	677
合 計	63,122	61,613

●貸出金残高

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
貸出金	62,184	62,198
変動金利	30,801	30,672
固定金利	31,382	31,525

●貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
当金庫預金積金	2,614	2,570
有価証券	93	98
不動産	—	—
不動産	16,820	15,842
その他	—	—
計	19,528	18,512
信用保証協会・信用保険	13,712	12,529
保証	10,161	10,217
信用	18,781	20,939
合 計	62,184	62,198

●債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
当金庫預金積金	20	20
有価証券	—	—
不動産	—	—
不動産	488	392
その他	—	—
計	508	412
信用保証協会・信用保険	36	32
保証	16	12
信用	538	314
合 計	1,100	772

●貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	28,294	45.50%	27,576	44.34%
運転資金	33,889	54.50%	34,621	55.66%
合計	62,184	100.00%	62,198	100.00%

●貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	平成22年度			平成23年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	141	3,720	5.98%	131	3,648	5.86%
農業、林業	4	92	0.14%	6	114	0.18%
漁業	5	8	0.01%	4	10	0.01%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	31	0.04%	2	27	0.04%
建設業	411	7,925	12.74%	375	7,416	11.92%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	141	0.22%	1	121	0.19%
情報通信業	2	93	0.14%	2	92	0.14%
運輸業、郵便業	46	2,262	3.63%	42	2,045	3.28%
卸売業、小売業	355	6,363	10.23%	329	5,945	9.55%
金融業、保険業	15	971	1.56%	14	1,334	2.14%
不動産業	143	7,635	12.27%	150	7,507	12.06%
物品賃貸業	8	92	0.14%	6	108	0.17%
学術研究・専門・技術サービス業	34	568	0.91%	37	482	0.77%
宿泊業	18	481	0.77%	17	411	0.66%
飲食業	104	1,324	2.12%	98	1,282	2.06%
生活関連サービス業、娯楽業	63	2,614	4.20%	55	2,417	3.88%
教育、学習支援業	10	318	0.51%	9	353	0.56%
医療・福祉	34	1,824	2.93%	34	3,834	6.16%
その他のサービス	80	1,850	2.97%	72	1,289	2.07%
小計	1,477	38,320	61.62%	1,384	38,444	61.80%
地方公共団体	8	5,140	8.26%	8	5,019	8.06%
個人	5,254	18,723	30.10%	5,035	18,733	30.11%
合計	6,739	62,184	100.00%	6,427	62,198	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
期末預貸率	50.17	50.02
期中平均預貸率	50.29	48.61

(注)
$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●貸出金償却

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度
貸出金償却	537,672	125,495

●貸倒引当金

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度	356	325	—	356	325
	平成23年度	325	299	—	325	299
個別貸倒引当金	平成22年度	1,685	1,602	235	1,450	1,602
	平成23年度	1,602	1,393	144	1,457	1,393
合計	平成22年度	2,042	1,927	235	1,807	1,927
	平成23年度	1,927	1,692	144	1,783	1,692

●リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率	
破綻先債権	平成22年度	442	340	101	100.00%
	平成23年度	216	170	46	100.00%
延滞債権	平成22年度	4,156	2,634	1,484	99.11%
	平成23年度	3,918	2,538	1,329	98.70%
3カ月以上延滞債権	平成22年度	51	30	10	78.43%
	平成23年度	32	24	4	89.37%
貸出条件緩和債権	平成22年度	62	12	12	39.48%
	平成23年度	70	25	10	50.35%
合計	平成22年度	4,712	3,018	1,607	98.17%
	平成23年度	4,238	2,758	1,390	97.89%

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	平成22年度	4,726	4,640	3,024	1,616	98.18%	94.94%
	平成23年度	4,253	4,164	2,765	1,398	97.89%	93.99%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成22年度	1,639	1,639	1,268	371	100.00%	100.00%
	平成23年度	1,272	1,272	971	300	100.00%	100.00%
危険債権	平成22年度	2,972	2,935	1,713	1,221	98.76%	97.06%
	平成23年度	2,878	2,827	1,744	1,083	98.23%	95.53%
要管理債権	平成22年度	114	65	43	22	57.02%	31.32%
	平成23年度	103	64	49	14	62.53%	27.91%
正常債権	平成22年度	58,631					
	平成23年度	58,806					
合 計	平成22年度	63,358					
	平成23年度	63,060					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●金融再生法に基づく開示債権と 保全状況及びリスク管理債権との関係

(単位:百万円)
平成23年度

自己査定上の 債務者区分	金融再生法上の 開示債権		引当・保全状況	保全率	リスク管理債権
	貸出金	その他			
破綻先	破産更生債権及び これらに準ずる債権 1,272		担保・保証等 971	100%	破綻先債権 216
実質破綻先			引当額 300		延滞債権 3,918
破綻懸念先	危険債権 2,878		担保・保証等 1,744 引当額 1,083	98.23%	
要注意先	要管理債権 103		担保・保証等 49 引当額 14	62.53%	3か月以上延滞債権 32
					貸出条件緩和債権 70
正常先	正常債権 58,806				
総与信額 63,060			リスク管理債権 4,238		

※その他には、未収利息、仮払金、債務保証見返等が含まれています。

● 有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成22年度 (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	403	—	—	1,583	3,365	1,732	—	7,084
地 方 債	—	—	1,267	—	964	—	—	2,231
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,043	3,768	4,146	434	2,483	387	—	14,263
株 式	—	—	—	—	—	—	23	23
外 国 証 券	—	400	—	99	500	662	—	1,662
その他の証券	—	—	—	—	—	—	61	61

平成23年度 (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	1,099	200	1,918	2,718	—	5,936
地 方 債	—	658	553	—	1,686	—	—	2,897
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,508	3,967	4,433	529	2,726	888	—	14,053
株 式	—	—	—	—	—	—	33	33
外 国 証 券	—	400	—	199	569	499	—	1,668
その他の証券	—	—	—	—	—	—	62	62

● 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

● 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
国 債	6,101	5,808
地 方 債	2,511	2,428
短 期 社 債	—	—
社 債	13,189	13,987
株 式	24	31
外 国 証 券	1,741	1,699
そ の 他 の 証 券	231	52
合 計	23,799	24,006

● 預証率

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
期 末 預 証 率	20.43	19.83
期 中 平 均 預 証 率	18.96	18.94

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

● 有価証券時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	308	309	0	2,718	2,750	32
	地 方 債	1,267	1,315	47	1,211	1,259	47
	社 債	766	785	18	716	745	28
	そ の 他	1,799	1,826	27	2,199	2,243	43
	小 計	4,142	4,235	93	6,845	6,998	152
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	411	410	0	—	—	—
	地 方 債	175	160	△14	165	156	△ 8
	社 債	387	377	△10	595	592	△ 3
	そ の 他	500	440	△59	800	753	△46
	小 計	1,473	1,389	△84	1,560	1,502	△ 58
合 計		5,616	5,625	9	8,406	8,500	94

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	14,147	13,926	220	15,688	15,498	189
	国 債	2,820	2,796	23	2,519	2,503	16
	地 方 債	201	200	0	1,222	1,200	22
	社 債	11,125	10,929	196	11,947	11,795	151
	そ の 他	61	52	9	62	52	10
小 計	14,209	13,978	230	15,750	15,550	199	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	6,115	6,199	△ 83	1,792	1,798	△ 5
	国 債	3,543	3,601	△ 57	699	700	△ 1
	地 方 債	588	599	△ 11	299	299	0
	社 債	1,983	1,998	△ 14	794	798	△ 3
	そ の 他	163	200	△ 36	169	200	△ 30
小 計	6,279	6,399	△ 119	1,962	1,998	△ 36	
合 計		20,488	20,378	110	17,713	17,549	163

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
	貸 借 対 照 表 計 上 額	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	23	33

※「売買目的有価証券」及び「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は、該当ございません。

● 金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成22年度		平成23年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
993	—	993	—

2. 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成22年度					平成23年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
200	200	—	—	—	200	200	—	—	—

※「その他の金銭の信託」は、該当ございません。

● デリバティブ取引の状況

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ございません。

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付型企业年金制度を採用しております。

また、これとは別に総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	平成22年度	平成23年度
退職給付債務 (A)	1,396,766	1,274,154
年金資産 (B)	1,190,705	1,097,054
前払年金費用 (△) (C)	—	—
未認識過去勤務債務 (D)	△ 218,098	△ 195,340
未認識数理計算上の差異 (E)	225,419	234,396
その他(会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	198,740	138,043

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	平成22年度	平成23年度
勤務費用 (A)	144,845	133,805
利息費用 (B)	31,312	27,935
期待運用収益 (△) (C)	37,468	56,558
過去勤務債務の費用処理額 (D)	△ 9,482	△ 22,758
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	57,889	36,840
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	187,095	119,265

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	平成22年度	平成23年度
(1) 割引率	2.00%	2.00%
(2) 期待運用収益率	3.08%	4.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	一年	



役職員報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の算定方法を内規で定めております。

(2) 平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	72

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は4名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」58百万円、「賞与」2百万円、「退職慰勞金」10百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成23年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成23年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



主な事業内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取扱っております。

貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形等の割引を取扱っております。

有価証券 投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

内国為替 業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

附帯業務

- 代理業務
 - ・日本銀行歳入代理店
 - ・地方公共団体の公金収納代理業務
 - ・信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構等の代理業務
 - ・株式払込金の受入代理業務
- 貸金庫業務
- 債務の保証
- 国債等公共債の窓口販売
- 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- スポーツ振興くじの払戻業務

■ご預金

商品名	特徴	お預入れ期間	お預入れ金額
当座預金	商取引に必要、便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金等のお受取り、公共料金・各種クレジット等の自動支払などにもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
とうしん福祉預金	当金庫に年金振込を指定している方を対象とした“とうしん”独自の普通預金です。お利息が有利で健康相談等のサービスも受けられます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	預金保険制度により全額保護される預金で、無利息、要求払い、決済サービス機能の3要件を備えた普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	出し入れ自由で、しかも利息が有利な預金です。「10万円型」と「30万円型」の2種類からお選びいただけます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期運用にご利用下さい。	据置期間 7日以上	10,000円以上
納税準備預金 (納税くん)	国税・地方税納付のための納税準備専用預金です。	ご入金自由 お引出しは納税時	1円以上
期日指定定期預金	1年複利計算で有利な定期預金。個人の方のみご利用いただけます。	最長3年 (据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期	1,000円以上、1カ月からの定期預金で自由金利型定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000円以上 1,000万円未満
定期積金	目標に向かって毎月一定額を積立てる預金です。	1年～5年	1,000円以上
変動金利定期預金	お預入期間中、金利情勢に応じて6カ月毎に金利が変動する定期預金です。	1年、2年、3年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金運用手段としてより有利な定期預金です。金利は市場実勢金利を反映して決定されます。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
譲渡性預金 (NCD)	大口余裕資金の短期運用に便利な預金で、満期日前に譲渡することもできます。	2週間～2年	5,000万円以上 1,000万円単位
一般財形預金	給与やボーナスから天引きされるので計画的な財産形成に最適です。	3年以上	1,000円以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な貯蓄です。財形住宅と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上
財形住宅預金	マイホーム取得のための計画的な貯蓄です。財形年金と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上

●商品ご利用にあたっての留意事項

ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認下さい。
新規に口座を開設する場合、新たに貸金庫を利用される場合など、法令に基づき、ご本人の確認をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証等のご提示が必要となります。



主要な事業の内容

■ご融資

	お 使 い み ち	ご融資額	ご融資期間
住 宅 ロ ー ン	住宅や宅地の購入、住宅の新築、増改築などにご利用いただけます。	10万円 ～6,000万円	35年以内
ス カ イ バ ン ク リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築、住宅の設備機器及び介護機器購入にご利用いただけます。	10万円 ～1,000万円	15年以内
と う し ん 個 人 ロ ー ン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただける消費性資金です。	500万円以内	8年以内
と う し ん フ リ ー ロ ー ン	〃	10万円 ～300万円	7年以内
し ん き ん 太 助	消費性資金以外に事業性資金としてもご利用いただけます。	10万円 ～300万円	7年以内
と う し ん カ ー ラ イ フ プ ラ ン	自家用車購入、修理、車検、運転免許取得費用等にご利用いただけます。	500万円以内	8年以内
と う し ん 教 育 プ ラ ン	ご進学、ご入学に係る費用（入学金・授業料・アパート代等）についてご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
と う し ん 福 祉 プ ラ ン	高齢者・心身障害者のための介護用機器購入資金や老人ホーム入居一時金などにご利用いただけます。	500万円以内	8年以内
と う し ん 災 害 復 旧 ロ ー ン	被災からの生活再建にかかる住宅、自動車、家具、家電の修理・買替費用などにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
し ん き ん カ ー ド ロ ー ン	消費性資金としてご自由にお使いいただけます。	100万円以内	3年（自動更新）
カ ー ド ロ ー ン「雅」		30万円以内	3年（自動更新）
カ ー ド ロ ー ン 大 夢		50万円以内	3年（自動更新）
カ ー ド ロ ー ン 大 夢 5 0 0		300万円以内	3年（自動更新）
カ ー ド ロ ー ン と う し ん き ゃ っ す る		90万円以内	3年（自動更新）
と う し ん サ ポ ー ト ロ ー ン	創業・新分野進出予定の方がご利用いただける事業性資金です。	500万円以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内
無担保・無保証ローン 「ジャンプアップ」	運転資金及び設備資金（事業資金）にご利用いただけます。	100万円 ～1,000万円	5年以内
とうしんハイブリット・ビジネスローン	法人会会員または税理士関与事業者の方が、運転資金・設備資金をご利用いただけます。	500万円以内	5年以内
事業者カードローン ス テ ッ プ	事業用資金全般に幅広くご利用いただける資金です。	100万円 ～1,000万円	2年（延長可能）

●商品ご利用にあたっての留意事項について

各商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社の保証を必要とする商品には融資利息のほかに別途保証料が必要となる商品がございます。お申込の際には、商品の内容をよくご理解いただき、お客様の目的にあった商品をお選び下さい。

※詳しくは窓口にてお問合せ下さい。

代理貸付 次各機関の代理貸付をお取扱いすることにより融資機能の充実を図っております。
住宅金融支援機構・日本政策金融公庫・信金中央金庫・
独立行政法人中小企業基盤整備機構など

■その他の商品

純 金 積 立	月々3,000円から気軽に金地金の購入が出来ます。お引出しは、現物・ご売却・金貨・宝飾品との等価交換のいずれかを選択できます。
国 債 の 窓 口 販 売	新規に発行される個人向け国債の募集の取扱いをしております。
火 災 保 険	当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様に住宅火災保険をお取扱しております。
債 務 返 済 支 援 資 金	病気やケガで働けなくなった期間、返済を支援する商品で、当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様がご利用いただけます。
傷 害 保 険	事故によるケガなどを補償する商品をお取扱しております。
個 人 年 金 保 険	ゆとりある老後生活を応援します。



■機能サービス

- 為替振込・送金・手形・小切手の取立
- 各種自動支払
- 年金受取の取扱
- 給与振込の取扱
- 国庫金収納および地方公共団体の公金収納の取扱
- 国債等および保険の窓口販売の取扱
- 外国送金や外国通貨両替の取次
- 貸金庫の取扱
- 夜間金庫の取扱
- 株式払込み、配当金の受取り
- 自動送金サービス
- 自動通知サービス
- 通帳自動集計サービス
- インターネットバンキングサービス（個人・法人）
- バンキングサービス（HB・FB）
- テレホンバンキングサービス
- キャッシングサービス
- デビットカードサービス
- マルチペイメントネットワークを利用した収納サービス

●キャッシュカード(ATM)ご利用のご案内

ご利用カードの種類	平 日		土 曜 日		日 曜 ・ 祝 日	
	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料
とうしんカード	8:45～18:00	無料	9:00～14:00	無料	9:00～19:00	105円
当金庫以外の信用金庫のカード	18:00～19:00	105円	14:00～19:00	105円		
※とうしんカードでご入金される場合は、ご利用可能時間中は無料です。						
山口銀行のカード	8:45～18:00	無料	9:00～17:00	105円	9:00～17:00	105円
	18:00～19:00	105円				
提携金融機関のカード	8:45～18:00	105円	9:00～17:00	210円	9:00～17:00	210円
	18:00～19:00	210円				
ゆうちょカード	8:45～18:00	105円	9:00～14:00	105円	9:00～17:00	210円
	18:00～19:00	210円				

※振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。



業務のご案内

● 主な為替手数料

種 類			自店宛	本支店宛	他行宛	
振 込	窓口利用	電信扱い	3万円未満	210	315	630
			3万円以上	420	525	840
		文書扱い	3万円未満	—	315	630
			3万円以上	—	525	840
		給与振込		無料	無料	315
	ATM利用	カード振込	3万円未満	無料	105	315
			3万円以上	無料	210	525
		現金	3万円未満	105	105	420
			3万円以上	210	315	630
	テレホンバンキング利用		3万円未満	無料	105	420
			3万円以上	無料	315	630
	ホームバンキング利用		3万円未満	無料	105	420
			3万円以上	無料	315	630
	インターネットバンキング利用		3万円未満	無料	無料	315
		3万円以上	無料	無料	315	
法人インターネットバンキング給与振込			無料	無料	315	
ファームバンキング利用		3万円未満	無料	105	420	
		3万円以上	無料	315	630	
ファームバンキングファクシミリ給与振込			無料	無料	315	
為替自動振込 (定額自動送金)		3万円未満	無料	210	525	
		3万円以上	無料	420	735	

- ※ 当金庫会員については、振込手数料を105円引きいたします。但し、現金でATM振込する場合は除きます。
 ※ 視覚に障がいをお持ちの方が振込みをされる際、ATM操作が困難なため、窓口でお振込みをご希望される場合には、ATM利用の手数料と同額に引下げいたします。

		同一交換地域内	当金庫営業地域内	当金庫営業地域外
代 金 取 立 手 数 料	普通扱	210	210	630
	至急扱			840

- ※ 当金庫会員については、同一手形交換所地域内の代金取立手数料を105円割引します。

● バンキングサービス基本料

種 類	月 額	手 数 料
個人インターネットバンキング	月額	無料
テレホンバンキング(個人の方)	月額	105
ホームバンキング	月額	210
法人インターネット・ファームバンキング(オンラインサービスのみ利用)	月額	1,050
法人インターネット・ファームバンキング(データ伝送を併用の場合)	月額	2,100

● 融資関係手数料

種 類	手 数 料
融資証明書発行手数料	1通 5,250円
支払利息証明書発行手数料	1通 525円
融資条件変更手数料	返済方法及び金利(固定⇒変動)の変更 1件 5,250円
繰上返済手数料	一部繰上償還(手形貸付を除く) 1件 21,000円
	全額繰上償還(他行借入に変更の場合) 1件 31,500円
不動産担保調査 事務手数料	新規設定 5千万円以上 1件 52,500円
	1千万円以上5千万円未満 1件 31,500円
	1千万円未満 1件 15,750円
	追加設定・極度変更・順位変更 1件 15,750円
一部抹消	1件 5,250円
登記留保手数料	1件 5,250円

● その他手数料

項 目	単 位	手 数 料
用紙交付代	当座小切手帳	1冊50枚 630円
	約束手形帳	1冊25枚 420円
	為替手形帳	1冊25枚 420円
	個人専用小切手	1冊25枚 420円
発行手数料	残高証明書発行 1通	継続発行 315円
		都度発行 525円
		当金庫所定用紙以外の証明書 1,050円
	キャッシュカード再発行	1枚 1,050円
	ローンカード再発行	1枚 1,050円
	ローン通帳再発行	1冊 1,050円
通帳・証書再発行	1冊 1,050円	
個人情報開示手数料	1通 1,050円	
夜間金庫基本手数料	月額 5,250円	



CD・ATM営業案内

とうしんCD・ATM営業時間一覧表

設置店舗名	入金	出金	振込	稼働時間	
				平日	土曜・日曜・祝日
【柳井市】					
本店	●	●	●	8:45~18:00	9:00~17:00
柳井南支店	●	●	●	8:45~18:00	
ゆめタウン柳井	●	●	●	9:30~18:00	9:30~19:00
ミスターマックス柳井ショッピングセンター	●	●	●	9:00~19:00	9:00~19:00
バルティ・フジ柳井	●	●	●	9:00~18:00	9:00~19:00
柳井市役所		●	●	8:45~17:00	
【岩国市】					
岩国支店	●	●	●	8:45~18:00	
南岩国支店	●	●	●	8:45~18:00	9:00~17:00
由宇支店	●	●	●	8:45~18:00	
周東玖珂支店	●	●	●	8:45~18:00	
【熊毛郡】					
平生支店	●	●	●	8:45~18:00	
田布施支店	●	●	●	8:45~18:00	
上関支店	●	●	●	8:45~18:00	
イオンタウン平生	●	●	●	9:00~18:00	9:00~19:00
マックスバリュ田布施店		●	●	9:00~19:00	9:00~17:00
【光市】					
光支店	●	●	●	8:45~18:00	9:00~17:00
室積支店	●	●	●	8:45~18:00	
イオン光店		●	●	9:00~19:00	9:00~17:00
光ベスト	●	●	●	9:00~19:00	9:00~17:00
マックスバリュ浅江店	●	●	●	9:00~19:00	9:00~17:00
【下松市】					
下松支店	●	●	●	8:45~18:00	
栄町支店	●	●	●	8:45~18:00	9:00~17:00
サンリブ下松	●	●	●	9:30~19:00	9:30~19:00
下松市役所		●	●	9:00~17:00	
ザ・モール周南		●	●	9:30~20:00	9:30~17:00
【周南市】					
徳山支店	●	●	●	8:45~19:00	9:00~17:00
遠石支店	●	●	●	8:45~18:00	
橋本町支店	●	●	●	8:45~18:00	
月丘町支店	●	●	●	8:45~18:00	
富田支店	●	●	●	8:45~18:00	9:00~17:00
福川支店	●	●	●	8:45~18:00	
周南市役所		●	●	9:00~17:00	
徳山中央病院		●	●	8:45~18:00	
周南市新南陽総合支所		●	●	9:00~17:00	
新南陽市民病院		●	●	9:00~18:00	
東ソー		●	●	8:45~18:00	
ゆめタウン新南陽		●	●	9:30~19:00	9:30~17:00

※振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。



信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は「信用金庫の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資証券を東京証券取引所に上場しています。

地域の皆様をつなぐ力！

地域経済のパートナー

信用金庫

信用金庫業界は、全店271金庫、7,535店舗の巨大なネットワークを造りあげています。

全国の信用金庫をつなぐ力！

信用金庫のセントラルバンク

信金中金

信金中金は、すべての信用金庫と堅い絆で結ばれています。

※上記計数は平成24年3月31日現在のものです。

信用金庫の中央金融機関としての役割

信用金庫の業務機能の補完

- ・信用金庫の顧客ニーズへの対応と競争力向上に役立つ金融商品サービスの提供
- ・信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
- ・信用金庫の決済業務のサポート
- ・信用金庫の収益向上およびリスク管理態勢強化への支援

信用金庫業界の信用力の維持・向上

- ・信用金庫業界内のセーフティネット（経営力強化制度等）の適時・適切な運営
- ・信用金庫の経営分析・経営相談

信用金庫経営力強化制度

全国の信用金庫

経営分析制度
経営相談制度
資本増強制度

信金中央金庫

個別金融機関としての役割

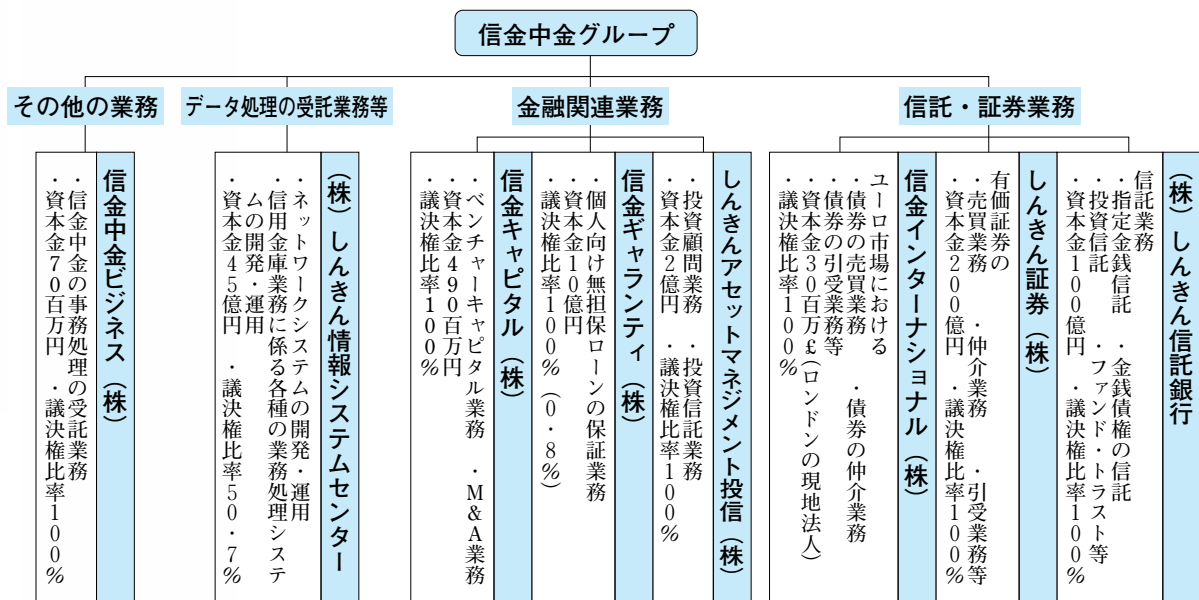
総合的な金融サービスを提供する金融機関

- ・金融機関の本来業務（預貸金業務、金融債発行業務、為替業務）
- ・金融機関の付随業務（公社債の引受け、私募債の取扱い等）や、子会社を通じた個人ローン保証等の業務および周辺業務（信託、証券、投資顧問、投資信託、ベンチャーキャピタル、M & A等）

地域社会に貢献する金融機関

- ・地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出
- ・リレーションシップバンキングの観点から、信用金庫とともに地域企業再生・地域活性化を支援

わが国有数の機関投資家



※「議決権比率」は本中金によるものであり、()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

(平成24年3月31日現在)

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示事項一覧

■単体ベースのディスクロージャー項目(信用金庫法施行規則第132条)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	6
②理事・監事の氏名及び役職名	6
③事務所の名称及び所在地	7
2. 金庫の主要な事業の内容	44
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	9
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	9
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額	
⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	34~35
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	
ホ. 総資産経常利益率	
ヘ. 総資産当期純利益率	
②預金に関する指標	35
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	36~37
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
ニ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値	
④有価証券に関する指標	40
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
ロ. 有価証券の残存期間別残高	
ハ. 有価証券の種類別の平均残高	
ニ. 預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	12
(2) 法令等遵守の体制	10
(3) 金融ADR制度への対応	11
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	27~33
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	38
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	13~21
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	41
①有価証券	
②金銭の信託	
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38
(6) 貸出金償却の額	38
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	33

■連結(信用金庫法施行規則第133条) 該当ありません